

社会福祉法人 細河保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の開始にあたり、本園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 細河保育園
所 在 地	池田市東山町 312 番地
電 話 番 号	072-753-3380
代表者氏名	理事長 山脇 義道

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	社会福祉法人 細河保育園
施設の所在地	池田市東山町 312 番地
連 絡 先	TEL 072-753-3380 FAX 072-753-3542
管 理 者	園長 山脇 義道
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 36人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 18人 満 1 歳未満の児童 6人
開設年月日	昭和 48 年 3 月 31 日

3 サービスの目的・運営方針

社会福祉法人細河保育園（以下「本園」という）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 本園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 本園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 本園は、園児の属する家庭や地域など様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 本園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	684 m ²
	園庭	466 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ面積	588 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
保育室	5室	ちゅうりっぷ組(満1歳児クラス)、たんぽぽ組(満2歳児クラス)、ばら組(満3歳児クラス)、すみれ組(満4歳児クラス)、ゆり組(満5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
幼児用トイレ	2室	
調乳室	1室	

5 職員の設置状況

職種	員数	備考
園長	1	
主任保育士	1	
保育士	17	
栄養士	1	
調理員	4	委託

本園では、「池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号。以下「条例」という)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。園児の数によっては各職種の員数が変わることがあります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：00～19：00）
栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～16：00）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～16：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 送迎

希望者については、園バスによる送迎を実施します(ただし、別途利用者負担有)。

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 自園調理ですが、調理業務はシダックス株式会社が行います。

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※ 行事に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。

(4) 特色ある保育

- ・スイミング(4～5歳) 40回/年
- ・体育(3～5歳) 19回/年(8, 3月除く)
- ・英語(3～5歳) 2回/月
- ・絵画(2～5歳) 1回/月(2, 3歳)・2回/月(4, 5歳)
- ・リトミック(1～5歳) 毎週水曜日
- ・プール遊び(0～5歳) 3回/週(7, 8月)

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払い方法については、別途お知らせします。

1.0 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 市外に転出するとき
- (4) 長期欠席するとき
- (5) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

1.1 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科（小児科）

医療機関の名称	まきこどもクリニック
医 院 長 名	牧 一郎
所 在 地	池田市呉服町 1-1 サンシティー池田西館 3 階
電 話 番 号	072-750-0350

(2) 歯科

医療機関の名称	大内歯科
医 院 長 名	大内 千里
所 在 地	池田市鉢塚 3-15-2
電 話 番 号	072-761-1535

1.2 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います（原則、池田市内の医療機関での診察に限ります。救急搬送は除く）。

1.3 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める、消防計画書により対応いたします。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ警報器	有	・非常警報装置	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。			

1.4 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

1.5 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	友繁 一樹
	・ご利用時間	9:00~17:00
	・電話番号	072-753-3380
	・FAX番号	072-753-3542
	担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。	
第三者委員	山脇 成子	電話番号 072-751-1797
		ふしお台保育所 園長

1.6 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償保険
保険の内容	園内外を問わず園の主権行事等を担保
保険の金額	対人2億円・事故5億円

1.7 本園における個人情報保護の取組について

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

別 表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容・負担を求める理由及び目的	金 額
2号認定子どもに係る給食費（主食費及び副食費）	施設型給付費には含まれていないため、個人負担とするもの。	月額 6,000 円/月 うち主食費 1,000 円 副食費 5,000 円
スイミング費	水に親しみ、泳げる力を身につける。	1,900 円/回
体育費	基礎体力と柔軟な肢体をつくる。	1,000 円/月
英語費	異文化に触れたり、人との交流を深める。	600 円/月
絵画費	情緒豊かで創造的な心を育む。	4,5 歳 1,400 円/月 3 歳 700 円/月

※ 2号認定子どもに係る給食費は、施設の開園日で数えて15日以上連続して欠席する（病気などやむを得ない理由による）場合、事前の届出により日割によって減免することができる。

2 時間外保育に係る利用者負担

	利用時間帯	利用料
保育標準時間	18：01～19：00	400 円/30 分
保育短時間	7：00～8：59	400 円/30 分
	17：01～19：00	400 円/30 分

※ 本園は、上記費用の支払いを受けた場合、諸費徴収袋の日付及び印をもって領収証に代えさせていただきます。